

**飲食・商業・サービス業等
エネルギーコスト削減対策
緊急支援事業**

交 付 要 領

令和5年1月

島根県商工会連合会

飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業 交付要領

第1条 通則

この交付要領は、島根県の「飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金 交付要綱」及び「飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業 実施要領」に基づき、島根県商工会連合会（以下「連合会」という。）が交付する「間接補助金」を適正かつ円滑に交付するために必要な事項を定めることとする。

第2条 間接補助金交付の目的

エネルギー価格高騰の影響を受けている飲食・商業・サービス業等を営む中小企業等に対して、エネルギーコスト削減を図るための取組の経費の一部を補助することにより、中小企業等の経営を支援することを目的とする。

第3条 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「飲食・商業・サービス業等」とは、日本標準産業分類における次に掲げる業種以外をいう。

①大分類A（農業、林業）

②大分類B（漁業）

③大分類E（製造業）

④大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）のうち、小分類803（競輪・競馬等の競争場、競技団）、細分類8094（芸ぎ業（置屋、検番を除く。））及び細分類8096（娯楽に附帯するサービス業のうち、場外馬券場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業）

⑤大分類R（サービス業（他に分類されないもの））のうち、中分類93（政治・経済・文化団体）及び中分類94（宗教）

(2) 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者であって、原則として島根県内に主たる事業所又は工場を有する者をいう。

(3) 「中小企業者等」とは、中小企業者、事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、特定非営利活動法人をいう。

(4) 「本事業」とは、飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業 間接補助金交付事業をいう。

(5) 「補助事業」とは、前条の目的に適った中小企業者等による取組であって、本事業の補助対象となる事業をいう。

(6) 「補助事業者」とは、補助事業を行う中小企業者等又は知事が補助事業を行うため、特に認めた者をいう。

(7) 「補助金」とは、本事業で連合会が交付する補助金をいう。

第4条 本事業の対象者

補助事業を実施する対象者は、次の各号の要件をすべて満たす中小企業者等とする。

- (1) 飲食・商業・サービス業等を現に営む事業者であること。
- (2) エネルギー価格高騰の影響を受けていること。
- (3) みなし大企業（発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者又は大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者をいう。）でないこと。
- (4) 鳥根県税の滞納がないこと。
- (5) 応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会勢力との関係を有しないものであること。

第5条 本事業の要件

本事業は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) エネルギーコスト（光熱費等）を削減するための、省エネルギー・省電力に資する設備等の更新、機器等の導入であること。
- (2) 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定する風俗営業など）でないこと。
- (3) 補助事業が、国又は県の他の補助金等を活用する事業でないこと。
- (4) 補助事業について、商工会議所、商工会、鳥根県中小企業団体中央会又は公益財団法人しまね産業振興財団（以下「支援機関」という。）による支援体制が整っていること。

第6条 本事業の補助対象経費及び補助率等

- (1) 本事業の補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助対象期間は、別表のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除くものとする。
- (2) 補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

第7条 補助事業の採択基準

補助事業は、次の各号に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択するものとする。

- (1) エネルギー価格高騰による経営への影響度。
- (2) 本事業によるエネルギーコストの削減効果。
- (3) 補助事業の実施が確実である等、事業内容の熟度が高いこと。
- (4) 補助事業の実施にあたり、経営・生産体制が整っていること。
- (5) 補助事業者が当該事業の実施にあたって、鳥根県内に事業所を有する中小企業者への発注に努めていることが認められること。
- (6) 支援機関による補助事業への支援体制が整っていること（※）

※間接補助事業の実施にあたっては、支援機関の経営指導員等が、計画作成、事業実施のフォロー、指導など、事業化に向けて全面的に支援することを必須要件とする。

第8条 補助金交付先の決定に関する手続き

連合会は、次の各号の手続きにより、各事業年度における補助事業を決定するものとする。

- (1) 補助金を受けようとする者は、「補助事業計画承認申請書（様式1号）」に、支援機関が作成する「補助事業調査書・支援確認計画書（様式2号）」及び「連合会が定める書類」を添えて、連合会に対しその定める日までに提出すること。
- (2) 連合会は、提出された補助事業を審査するため、別に定める「飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業 審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において、当該審議の結果を受けて、補助事業の採否を決定する。
- (3) 連合会は、補助事業として適当と認めるときは、当該申請者に対して、採択内示を行う。
- (4) 連合会は、補助事業として不適当と認めるときは、当該申請者に対して、その事由を付して不採択通知を行う。

第9条 補助金の交付に関する手続き

(1) 交付申請

- ①採択内示を受けた者は、補助事業の目的及び内容、補助事業に要する経費、その他必要な事項を記載した「補助金交付申請書（様式3号）」及び審査委員会の結果を踏まえて修正等した「補助事業計画書」及び「連合会が定める書類」を添えて、連合会に対しその定める日までに提出すること。
- ②連合会は、補助金の交付申請があったときは、当該申請書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適当であるかどうか、金額の算定に誤りがないか等の事前調査を行う。

(2) 交付決定

連合会は、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助事業者に対して交付決定し、「補助金交付決定通知書（様式4号）」により通知を行う。

(3) 補助金の交付条件

- ①連合会は、交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、補助事業者に対して次に掲げる条件を付する。
 - ア. 補助事業の内容の変更（補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ補助事業者の自由な創意により、より効率的な補助事業の目的達成に資するものと考えられる場合、補助目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。）をする場合は、あらかじめ「補助事業計画変更等承認申請書（様式5号）」を連合会に提出し、その承認を受けなければならない。
 - イ. 補助事業に要する経費の配分の変更（各配分額の20%以内の流用を除く。）をする場合は、あらかじめ「補助事業計画変更等承認申請書（様式5号）」を連合会に提出し、その承認を受けなければならない。
 - ウ. 補助事業を行うため締結する契約に関する事項、その他補助事業に要する経費の使用方法に関すること。
 - エ. 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、連合会に

報告し、その指示を受けなければならない。

オ. 補助事業を中止又は廃止する場合は、「補助事業計画変更等承認申請書（様式5号）」を連合会に提出し、その承認を受けなければならない。

②連合会は、「補助事業計画変更等承認申請書（様式5号）」の提出があった場合、変更等の内容を承認すべきものと認めたときは、補助事業者に対して変更等を承認し、「補助事業計画変更等承認通知書（様式6号）」により通知を行う。

③連合会は、補助事業の完了前に当該補助事業者に相当の利益が生ずると認められる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を当該補助事業者から徴収する旨の条件を付することができる。

(4) 申請の取下げ

補助事業者は、交付決定通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、連合会の定める期日までに、「補助事業承認申請取下書（様式7号）」を連合会に提出し、申請の取下げを行うことができる。

(5) 補助事業の遂行

補助事業者は、交付決定の内容及びこれに付した条件に伴い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途へ使用してはならない。

(6) 遂行状況の報告

補助事業者は、当該事業年度の9月30日および12月31日時点における遂行状況を「補助事業遂行状況報告書（様式8号）」により、翌月10日までに連合会に提出しなければならない。

(7) 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は連合会が定める提出期限のいずれか早い日までに、補助事業の成果を記載した「補助事業実績報告書（様式9号）」に連合会が定める書類を添えて提出しなければならない。

(8) 補助金の額の確定

連合会は、実績報告書の提出を受けたときは、当該書類の審査並びに必要な応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対して「補助金確定通知書（様式11号）」により通知を行う。

(9) 補助金の請求

補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、「補助金精算払請求書（様式12号）」により、連合会に補助金の精算払請求を行わなければならない。

(10) 補助金の交付

連合会は、交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を補助事業者に対して交付する。

(11) 交付決定の取消し

連合会は、補助事業者が、補助金を他の用途へ使用する等、当該補助事業に関して交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(12) 補助金の返還

連合会は、交付決定を取消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(13) 加算金

連合会は、補助金の交付を受けた者に補助金の返還を命じたときは、その命令に係る補助金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、補助金の額に県の指示を受けて連合会が定める割合を乗じて計算した加算金を補助金の返還を命じた者から徴収することができる。

(14) 延滞金

連合会は、補助金の交付を受けた者に補助金の返還を命じ、補助金の返還を命じられた者がこれを納付期日までに納付しなかったときは、当該納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額に県の指示を受けて連合会が定める割合を乗じて計算した延滞金を補助金の返還を命じた者から徴収することができる。

(15) 財産の管理

①補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の連合会が定める財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

②補助事業者は、補助事業の実施期間内に取得財産等があるときは、「取得財産等管理台帳（様式10号）」を備え管理し、実績報告書に添付して報告しなければならない。

(16) 財産の処分制限

補助事業者は、連合会が定める期間内に、連合会が定める取得財産等（※）を補助金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸付もしくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ「取得財産等処分承認申請書（様式13号）」を提出し、連合会の承認を受けなければならない。この場合において、連合会は、当該取得財産が連合会の定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が当該取得財産を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

※処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（税抜）以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

(17) 立入検査等

連合会は、補助事業の適正を期すために必要があるときは、補助金の交付を受けた者に対して報告させ、又はその職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

(18) 補助事業の経理

補助事業者は、補助事業に係る経理について、収支を明確にした証拠書類を整備し、かつ当該書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(19) その他の事項

連合会は、県と協議のうえ、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な(1)から(18)までに定める事項以外の事項を定めることができる。

第10条 補助事業終了後の手続き

(1) 補助事業者は、補助事業の完了後、連合会が必要に応じて行う補助事業者への状況把握の調査等に応じなければならない。

附 則

この要領は、令和4年6月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月24日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象経費	補助率及び補助限度額	補助対象期間
省エネルギー・省電力に資する 設備更新費、機器導入費	補助対象経費の1/2以内 （新型コロナウイルス感染症関連融 資を利用している場合は2/3以内） [補助上限額] 2,000 千円 [補助下限額] 200 千円	令和6年2月28日まで

（注）新型コロナウイルス感染症関連融資の利用については、申請時点の都道府県制度融資又は政府系金融機関の新型コロナウイルス感染症に係る借入残高による。

(様式1号)

令和4年度 第 回
飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業
補助事業 計画承認申請書

島根県商工会連合会長 様

所在地

名 称

代表者

担当者

電話番号

E-mail

下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業計画

別添【事業概要】【補助対象経費及び補助金額】のとおり

別添【直近の決算等におけるエネルギーコストの状況の明細書】とおり

別添【更新・導入する設備・機器および光熱費・燃料費年間削減額の明細】とおり

別添【導入効果と経営への影響】のとおり

2. 対象者要件の確認書類

・島根県税の滞納がないことについては、別添【島根県税の納税証明書】のとおり

3. 誓 約

①私（当社）は、みなし大企業ではないことを確約します。

②私（当社）は、飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業の補助金を活用していません。

③私（当社）は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約します。

4. その他（公募要領に記載されている必要書類）

(様式2号)

令和4年度 第 回 飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業
補助事業 調査書・支援計画書

1. 申請事業者

名 称	
所在地	
代表者	
(当社) 事業概要	

2. 資 格

(1) 事業者の区分 ※該当に●印

<input type="checkbox"/>	中小企業者	<input type="checkbox"/>	事業協同組合	<input type="checkbox"/>	企業組合
<input type="checkbox"/>	協業組合	<input type="checkbox"/>	商工組合	<input type="checkbox"/>	特定非営利活動法人

(2) 確認事項 ※可・妥当：● 問題あり・不可・妥当性に欠ける：×

<input type="checkbox"/>	①飲食・商業・サービス業等を現に営む事業者で、エネルギー価格高騰の影響を受けている
<input type="checkbox"/>	②みなし大企業ではない
<input type="checkbox"/>	③暴力団等の反社会的勢力との関係を有しない者である
<input type="checkbox"/>	④宗教活動や政治活動を目的にしていない
<input type="checkbox"/>	⑤提出書類に虚偽の記載がなく、本要領に違反または不正行為はない
<input type="checkbox"/>	⑥補助事業申請書にある事業に事前着手していない
<input type="checkbox"/>	⑦同一事業で国または県からの補助金を受けていない
<input type="checkbox"/>	⑧飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業の補助金を活用していない
<input type="checkbox"/>	⑨支援機関として、当取組の伴走支援を実施する

3. 補助事業の内容

※妥当・可・整っている：● 妥当性に欠ける・問題あり・整っていない：×

<input type="checkbox"/>	①補助対象経費の積算
<input type="checkbox"/>	②事業資金を借入金で賄う場合の資金調達 ※自己資金で賄う計画の場合も、外部からの資金調達の可能性を記載
<input type="checkbox"/>	③補助事業の遂行体制

4. 申請事業者に対するこれまでの支援状況と今後の支援計画

(1) これまでの支援状況
(2) 今後の支援計画

(様式 3 号)

令和 4 年度 第 回
飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業
補助金 交付申請書

島根県商工会連合会長 様

所在地

名 称

代表者

担当者

電話番号

E-mail

下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業計画

別添【事業概要】【補助対象経費及び補助金額】のとおり

別添【直近の決算等におけるエネルギーコストの状況の明細書】とおり

別添【更新・導入する設備・機器および光熱費・燃料費年間削減額の明細】とおり

別添【導入効果と経営への影響】のとおり

(様式4号)

島商工連石 ec 発第 号
年 月 日

様

島根県商工会連合会
会長 印

令和4年度 第 回

飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業

補助金 交付決定通知書

このたび交付申請のあった補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1. 補助事業は、交付申請書の記載のとおりとする。
2. 補助金の額は次のとおりとする。

補助金額 円

(様式 5 号)

令和 4 年度 第 回
飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業
補助事業計画 変更等承認申請書

島根県商工会連合会長 様

所在地

名 称

代表者

担当者

電話番号

E-mail

下記のとおり申請します。

記

1. 「変更・中止・廃止の理由」及び「その内容」

別添のとおり

(様式6号)

島商工連石 ec 発第 号
年 月 日

様

島根県商工会連合会
会長 印

令和4年度 第 回

飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業

補助事業計画 変更等承認通知書

(変更・中止・廃止)

このたび申請のあった補助事業計画の変更について、下記のとおり承認したので通知します。

記

承認する内容は、補助事業計画 変更等承認申請書の記載のとおりとする。

(様式7号)

令和4年度 第 回
飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業
補助事業 承認申請取下書

島根県商工会連合会長 様

所在地

名 称

代表者

担当者

電話番号

E-mail

下記のとおり申請を取り下げます。

記

1. 取り下げる理由

別添のとおり

(様式 8 号)

令和 4 年度 第 回
飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業
補助事業 遂行状況報告書

島根県商工会連合会長 様

所在地
名 称
代表者

担当者
電話番号
E-mail

下記のとおり、遂行状況を報告します。

記

1. 設備等の導入状況

No.	設備等名称	納期 (年月日)	導入 確認
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(様式9号)

令和4年度 第 回
飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業
補助事業 実績報告書

島根県商工会連合会長 様

所在地

名 称

代表者

印

担当者

電話番号

E-mail

下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の実績

(別添) 実績報告①のとおり

(別添) 実績報告②のとおり

(様式10号)

令和4年度 第 回
飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業
取得財産等管理台帳

所在地

名 称

代表者

担当者
電話番号
E-mail

記

財産名			
規格		数量	
税抜金額(円)		取得年月日	
保管場所			

財産名			
規格		数量	
税抜金額(円)		取得年月日	
保管場所			

財産名			
規格		数量	
税抜金額(円)		取得年月日	
保管場所			

財産名			
規格		数量	
税抜金額(円)		取得年月日	
保管場所			

財産名			
規格		数量	
税抜金額(円)		取得年月日	
保管場所			

(様式11号)

島商工連石 ec 発第 号
年 月 日

様

島根県商工会連合会
会長 印

令和4年度 第 回

飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業

補助金 確定通知書

このたび実績報告のあった補助事業に関する補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金額（確定）

円

(様式12号)

令和4年度 第 回
飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業
補助金 精算払請求書

島根県商工会連合会長 様

所在地

名 称

代表者

担当者

電話番号

E-mail

下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額

補助金確定額	
請求額	

2. 振込口座

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	

※口座番号の確認できる通帳のコピーを添付ください

(様式13号)

令和4年度 第 回
飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業
取得財産等処分承認申請書

年 月 日

所在地

名 称

代表者

⑩

担当者

電話番号

E-mail

記

飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、承認を申請します。

1. 対象となる取得財産等

財産名			
規格		数量	
税抜金額(円)		取得年月日	
保管場所			

2. 処分の方法

3. 処分の理由